

Q & A

Q 違法建築の事業所から発生する騒音に対する苦情についての対応方法について教えてください。

A 建築物に関する法令と騒音に関する法令は別の法令であることから違法建築であるか否かに関わらず、騒音に関する法令を適用することができます。しかし、建築部門と環境部門が当該事業所に対して異なる指導等を行うことは事業所側からすると対応に困惑しますので、建築部門と環境部門で事前に情報共有し、合同で現地調査などをしていくことが必要です。また、違法建築を容認するような行為はできませんが、現に騒音で苦慮している住民がいることを考え、建築部門と環境部門で暫定的な方法でこまでの対策が可能であるか等を確認しながら対応していくこととなります。

Q 騒音は基準値以内であるが、低周波音に関して苦情があった場合の対応方法について教えてください。

A 一般に、騒音が基準値以内であっても低周波音に関する苦情があった場合は環境省が公表している「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）¹⁾」に基づき対応していくことになります。同手引書には苦情申し立てから解決までの流れも記載されており、苦情対応の参考となります。なお、法令による

規制はないので行政指導への対応は任意ですので解決には発生源側の協力が必要になること等は事前に説明しておいた方が良いでしょう。

Q 民家から発生する騒音に対して苦情があった場合の対応方法について教えてください。

A 民家から発生するいわゆる近隣（生活）騒音については法令による規制がないのが現状です。これは、近隣（生活）騒音は日常生活を送るうえで一定程度の発生が見込まれることや被害者が原因者になりうるということが一因であると考えられます。一方で、地方公共団体によっては近隣騒音防止指導要綱等を定め対応している団体もあります。ただし、この場合においても測定・評価方法等の定めはあっても行政指導には強制力はなく、解決には発生源側の協力が必要になること等は事前に説明しておいた方が良いでしょう。また、町会長さん等の方に間に入って相談にのっていただいたりすることも解決方法の一助となるでしょう。

参考文献

- 1) 環境省 環境管理局 大気生活環境室：低周波音問題対応の手引書，<http://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/index.html>

(松戸市 桑原 厚)

訂正のお知らせ

本誌42巻1号に掲載されました、会員コラムの執筆者の氏名が間違っておりましたので、下記の通り修正します。

	正	誤
会員コラム	гент大 上田麻理	上田麻里